

社会福祉法人入間福祉会
特別養護老人ホーム扇揚苑
指定介護老人福祉施設運営規程

【事業の目的】

第1条 この規程は、社会福祉法人入間福祉会が開設する指定介護老人福祉施設「扇揚苑」（以下「施設」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従業者が要介護状態にある入所者に対し、適正な指定介護老人福祉施設サービスを提供することを目的とする。

【運営の方針】

第2条 事業の実施に当たっては、入所者の意思及び人格を尊重して、常に入所者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2. 従事者は、入所者が可能な限り居宅における生活への復帰ができることを念頭に、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護、相談・援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うものとする。

3. 事業の実施に当たっては、地域や家庭との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

【施設の名称等】

第3条 施設の名称、所在地、事業単位及び定員は、次のとおりとする。

一、名 称 扇揚苑

二、所在地 入間市大字中神853-1

三、定 員 50人

ユニット型個室……………10室

準ユニット型個室……………40室

四、ユニット数、ユニット定員

5ユニット、各ユニット定員10人

【施設の職員の職種、員数及び職務内容】

第4条 施設に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

一、管理者 1人

管理者は施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

二、医師 2人（非常勤・兼務）

医師は、入所者の健康状態に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとる。

三、生活相談員 1人以上

生活相談員は、入所者及びの家族等からの相談に応じ、必要な助言その他の援助を行うとともに、職員に対する技術指導、関係機関との連絡調整等を行う。

四、看護職員 3人以上

看護職員は、利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。

五、介護職員 30人以上

介護職員は、利用者の入浴、給食等の介助及び援助を行う。

六、管理栄養士 1名（常勤・兼務）

管理栄養士は、給食の献立の作成、利用者の栄養指導、調理員の指導等を行う。

七、機能訓練指導員 1人以上

機能訓練指導員は、機能の減衰を防止するための訓練を行う。

八、運転手 1名以上

運転手は、入所者の送迎を行う。

九、事務職員 1名以上

事務職員は、必要な事務を行う。

十、介護支援専門員 1人以上

介護支援専門員は、施設サービス計画の作成を行う。

【指定介護老人福祉施設サービスの内容】

第5条 指定介護老人福祉施設サービスの内容は、次のとおりとする。

一、入所の対象者は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅において日常生活を営むことに困難がある者とする。

二、サービスは、次条に定める施設サービス計画に基づき、特に以下の点に留意して提供する。

ア、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。

イ、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

ウ、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。

エ、入所者や他の入所者の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行わない。

※緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況、並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

オ、衛生管理、感染症の発生予防に細心の注意をはらう。

カ、入所者の心身の状況に応じて、週に2回以上入浴又は清拭を行う。

また、排泄、離床、着替え、整容等に関し、必要かつ適切な介護を行う。

キ、栄養、入所者の身体状況・嗜好、提供時間、自立支援等に配慮して食事を

提供する。

ク、退所にあたっては、居宅介護支援事業者や他の保健医療福祉サービス提供者等と連携し、必要な援助を行う。

【施設サービス計画の作成】

第6条 管理者は、入所者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、サービス提供の開始前から終了後に至までの入所者が利用するサービスの継続性等に配慮して、サービスの目標や当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した施設サービス計画の作成を介護支援専門員に行わせるものとする。

2. 介護支援専門員は、他の従業者と協議の上、施設サービス計画の原案を作成し、入所者や家族に対し、その内容等について説明し、同意を得るものとする。

【利用料その他の費用の額】

第7条 指定介護老人福祉施設の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該施設サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額と居住費および食費の金額については別紙のとおりとする。

2. その他の費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。

一、入所者が選定する特別な食事の提供に要する費用 実費

二、理美容代 実費

三、その他日常生活上の便宜に係る費用 実費

3. 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

【サービス利用に当たっての留意事項】

第8条 入所者は、次に掲げる事項を遵守すること。

一、共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする事。

二、火気の取り扱いに注意すること。

三、けんか、口論、泥酔、中傷その他他人の迷惑となるような行為をしないこと。

四、その他管理上必要な指示に従うこと。

【緊急時等における対応方法】

第9条 サービス提供時に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を行う。

協力医療・歯科医療機関は下記の通りである。

*医療法人徳明会小室クリニック（在宅療養支援診療所） TEL042-972-3061

*医療法人財団石心会 狭山病院 TEL04-2969-6077

*医療法人東明会 原田病院 TEL04-2962-1251

*医療法人社団仁明会 中山歯科医院 TEL04-2963-4880

*医療法人本町診療所 本町診療所（皮膚科） TEL04-2972-2440

*医療法人社団新青会小川耳鼻咽喉科・気管食道科医院 TEL04-2932-3344

【非常災害対策】

第10条 施設は、消防法等の規定に基づき非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に次の事業を実施する。

1. 消化通報及び避難訓練(年2回)
2. 消防設備、施設等の点検整備
3. 従業員の火気の使用取り扱いに関する監督
4. その他防火管理上必要な業務

【業務継続計画の策定等】

第11条 1. 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施ため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務計画」という。）に基づき必要な措置を講じるものとする。

2. 施設における業務継続計画のための指針の整備。
3. 職員に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
4. 施設は、定期的に業務継続の計画の見直しを行い、必要に応じて事業継続計画の変更を行うものとする。

【虐待防止に関する事項】

第12条 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

2. 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
3. 虐待の防止のための指針を整備する。
4. 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
5. 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

【衛生管理及び介護老人福祉施設従業員等の健康管理】

第13条 事業所は介護老人福祉施設に使用する備品を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

2. 事業所は介護老人福祉施設従業員に対し感染症に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

【個人情報の保護】

第14条 事業所は、個人情報について「個人情報保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める。

2. 事業所が得た個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的

では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じ利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

【秘密保持】

第 15 条 介護老人福祉施設従業者は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。

2. 事業者は、介護老人福祉施設の従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、介護老人福祉施設従業者との契約の内容とする。

【苦情処理】

第 16 条 管理者は、提供した介護老人福祉施設サービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するために、担当者を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者の家族に説明するものとする。

【事故発生時の対応】

第 17 条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

2. 事業者はサービス提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
3. 事業所は、前項の損害賠償のため、損害保険に加入する。

【その他運営に関する重要事項】

第 18 条 施設は、従業者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一、採用時研修 採用 1 ヶ月以内
- 二、継続研修 年 3 回以上
2. 事業所の見やすい場所に運営規程の概要を掲示し、サービス利用申込者のサービスの選択に資するように努める。
3. 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、サービス決定調書、利用者負担金収納簿、その他必要な帳簿を整備するものとする。
4. この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、社会福祉法人人間福祉会理事長と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

平成 17 年 10 月 1 日一部改正施行する。

平成 18 年 4 月 1 日一部改正施行する。

平成 18 年 8 月 1 日一部改正施行する。

平成 19 年 7 月 1 日一部改正施行する。

平成 21 年 4 月 1 日一部改正施行する。

平成 27 年 8 月 1 日一部改正施行する。

平成28年 1月20日一部改正施行する。

令和 5年 7月 1日一部改正施行する。

令和 6年12月 1日一部改正施行する。

介護老人福祉施設重要事項説明書

＜令和7年4月1日現在＞

1 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 04-2935-0123

担当 主任 瀧田 和也

※ご不明な点は、なんでもお尋ねください。

2 特別養護老人ホーム扇揚苑の概要

(1) 提供できるサービスの種類 介護老人福祉施設サービス及び付随サービス

(2) 施設の名称及び所在地等

施設名称	扇揚苑
所在地	埼玉県入間市大字中神853-1
介護保険指定番号	介護老人福祉施設 (埼玉県 1172800565号)

(3) 施設の職員体制

	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	1名	0名	サービス管理者	1名
医師	0名	2名	診療、健康管理等	2名
生活相談員	1名	0名	生活上の相談等	1名
管理栄養士	1名	0名	栄養管理等	1名
機能訓練指導員	1名	0名	機能回復訓練等	1名
介護支援専門員	1名	0名	サービス計画の管理等	1名
事務職員	1名	1名	一般事務・料金請求等	1名
看護 介護 職員	正看護師	1名	医療、健康管理等	2名
	准看護師	1名		1名
	介護福祉士	25名	介護業務、生活援助等	25名
	介護職員	4名		5名
	その他	0名		2名

(4) 施設の設備の概要 (5ユニット・各ユニット10名 + ショートユニット)

定員	50名	看護室	1室
居室(個室)	50室(うち和室4室)	医務室	1室
機能訓練室	1室	食堂	5室
浴室	一般浴槽・一人浴槽・特殊浴槽 があります	生活相談室	1室
		介護職員室	1室

※洋室、和室が用意されていますが、ご相談して決めさせていただきます。入所後においては利用者の状況及び希望等により変更することがあります。

3 事業の目的

社会福祉法人入間福祉会が開設する指定介護老人福祉施設「扇揚苑」（以下「施設」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従業者が要介護状態にある入所者に対し、適正な指定介護老人福祉施設サービスを提供することを目的とする。

4 運営の方針

事業の実施に当たっては、入所者の意思及び人格を尊重して、常に入所者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2. 従事者は、入所者が可能な限り居宅における生活への復帰ができることを念頭に、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護、相談・援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うものとする。

3. 事業の実施に当たっては、地域や家庭との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

5 サービス内容

①施設サービス計画の立案・・・介護支援専門員と介護関係職員が協議して計画をたて、利用者・ご家族の方に説明いたします。

②食 事・・・朝食 8:00～ 9:00

昼食 12:00～13:00

夕食 18:00～19:00

上記を目安としますが、利用者の希望により、食事時間・食事場所を選ぶことができます。

③入 浴・・・週に最低2回入浴していただきます。ただし、利用者の状態に応じ、清拭等となる場合があります。

④介 護・・・施設サービス計画に沿って下記の介護を行います。

朝・夕の着替え、排泄、食事等の介助、食後の口腔ケア、おむつ交換、体位変換、シーツ交換、施設内の移動の付き添い 等

⑤機能訓練・・・必要に応じ訓練室等において機能回復訓練を行います。

⑥生活相談・・・生活相談員に、介護以外の日常生活に関することも含め相談できます。

⑦健康管理・・・当施設では、年間1回健康診断を行います。日程については、別途ご連絡します。また、医務室にて診療や健康相談サービスを受けることができます。

⑧緊急時の対応・・・体調の変化等、緊急の場合は緊急連絡先に連絡します。

・ 協力医療、歯科医療機関は下記の通りです。

*医療法人徳明会 小室クリニック（在宅療養支援診療所）

TEL 042-972-3061

*医療法人財団石心会 埼玉石心会病院

TEL 04-2969-6077

*医療法人東明会 原田病院

TEL 04-2962-1251

*医療法人社団仁明会 中山歯科医院

TEL 04-2963-4880

*医療法人本町診療所 本町診療所（皮膚科）

TEL 042-972-2440

*医療法人社団新青会 小川耳鼻咽喉科・気管食道科医院

TEL 04-2932-3344

⑨安全管理・・・防災、避難訓練等設備を含め安全面に常時配慮しています。

⑩特別食の提供・・・当施設では、通常メニューのほかに医療上必要な場合等のために特別食をご用意しております。詳しくは相談員にお尋ねください。

⑪日常生活費用・医療費等の支払代行・・・介護以外の日常生活に係る諸費用に関する支払代行

をいたします。別途預かり金として50,000円お預かりいたします。

⑫所持品の保管・・・特別な事情がある所持品等についてはお預かりいたします。ただし、預かることのできる所持品等の種類や量等に制限があります。詳しくは相談員にお尋ねください。

⑬レクリエーション・・・当施設では、日々のクラブ活動のほか、種々の行事が行われます。クラブ活動によっては、別途参加費がかかるものもございます。詳しくは相談員にお尋ねください。

⑭その他のサービス

ア 希望食の提供 : 当施設では、通常のメニューのほかに希望食をご用意しております。ご利用の際は前日までにお申し出ください。料金は別途かかります。

イ 通院サービス : 医療上必要な場合は、通院サービスが行われます。市外通院の場合は別途交通費がかかります。

ウ 理美容サービス : 当施設では、理美容サービスを実施しております。料金は別途かかります。

エ その他のサービス:介護保険制度の適用を受けないサービスは、別途有料となります。

※当施設では、行政手続の代行は行っておりません。ご家族での対応をお願いいたします。

※当施設では、ご利用者の印章・通帳は一切お預かりしません。

6 利用料金

(1) 基本料金

①施設利用料

別紙①『特別養護老人ホーム扇揚苑利用料金表』に記載の通り。

②居住費および食費（1日あたり）

別紙①『特別養護老人ホーム扇揚苑利用料金表』に記載の通り。

(2) その他の料金（介護保険外サービス）

①おやつ費	1日あたり	100円
②日用品費	・歯ブラシ・入れ歯用ブラシ ・歯磨き粉・入れ歯洗浄剤 ・BOX ティッシュ ・タオルセット等	70円／日
③貴重品管理・事務手数料	介護保険証、医療保険証、減免等の認定証等の管理 医療費（処方薬代、受診代等その他業者への支払い代行事務手数料）	月／2,000円
③日常生活費※	個々の嗜好に応じて提供する物品、消耗品等	実費
④理髪・美容サービス※	月に1回、美容師の出張による美容サービスをご利用いただけます。	実費
⑤レクリエーション・クラブ活動※	ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。材料代等	実費
⑥教養娯楽費	外出・行事参加時	実費

※実費に係る費用の預かり金として50,000円お預かりします。

預かり金には利息はつきません。預かり金の範囲内で、支払いを代行いたします。代行支払した費用は、基本料金、その他の料金と一緒にご請求いたします。

預かり金は退所時に、精算のうえ残金を返却いたします。

(3) 基本料金の減免措置 生活相談員にお尋ねください。

(4) 支払方法

毎月20日までに前月分の請求書をお渡しします。お支払い方法は口座振替（自動払込）とし、毎月26日（26日が金融機関休業日のときは翌日営業）に振替させていただきます。入金確認後、領収書を発行します。

(5) 料金の変更等

- ・介護保険関係法令の改正等により料金に変更になる場合は、当該改正の実施日をもって料金を変更いたします。
- ・食費、日常生活費その他介護保険給付対象外の料金については、変更日の1ヶ月前までに変更の内容と理由を記載した文書で通知することにより、料金変更することができるものとします。

7 退所手続

①利用者のご都合で退所される場合

退所を希望される日の14日前までにお申し出ください。

②自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が他の介護保険施設に入所した場合・・・その翌日
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）又は要支援、要介護1・2と認定された場合は、所定の期間の経過をもって退所していただくこととなります。但し、要介護1・2と認定され、特例入所の要件に該当すると認められる場合に限り、契約の継続が可能となります。
- ・利用者がお亡くなりになった場合・・・死亡日の翌日

③その他

- ・利用者が、サービス利用料金の支払期限までに支払うことがなく、料金を支払うよう催告したにも関わらず、15日以内に支払われない場合、または利用者やご家族などが当施設や当施設職員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、退所していただく場合がございます。この場合、契約終了の30日前までに文書で通知いたします。
- ・ご利用者が病院又は診療所に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込みがない場合又は入院後3ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合、文書で通知の上、契約を終了させていただき場合がございます。この場合、退院後に再度入所を希望される場合は、お申し出ください。
- ・やむを得ない事情により、当施設を閉鎖又は縮小する場合、契約を終了し対処していただく場合がございます。この場合、契約終了の30日前までに文書で通知いたします。
- ・上記①から③による退所が行われ、契約が終了した場合であって、利用者のやむを得ない事由によりその契約終了日の翌日以降施設を利用することとなる場合は、その利用に要する実費を請求します。
- ・退所による日常費用代行の預かり金の清算返還について、当施設では慣習的に利用者の生

活費(医療費、薬品代等)の清算は、月末締め翌月末払いとなっているため退所日によっては1ヶ月半から2ヶ月の時間を必要とします。退所日に預かり金の清算が出来ませんことをご了承ください。事務所から連絡いたします。

8 当施設のサービスの特徴等

(1) サービスの特徴

別添の資料をご覧ください。

(2) 施設利用に当たっての留意事項

事 項	内 容
面 会	・面会時間 10:00～17:00 それ以外についてはご相談ください。
外出、外泊	・必ず行き先と帰苑時間、食事の有無など必要なことを所定の用紙で職員にお届けください。
喫 煙	・決められた場所をお願いします。
所持品の持ち込み	・自宅でご使用の馴染みの衣類・家具等をお持ち下さい。居室の広さ、利用者の状態により制限がある場合があります。相談員にお尋ね下さい。
施設外での受診	・嘱託医師、協力病院の医師の指導ではなく、ご自身の希望で他の医療機関を受診する場合は、ご家族をお願いします。また、診察結果、処方薬など相談員にお知らせください。
宗教・政治活動	・施設内で、他の利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
ペット	・飼育を前提にしたペットの持ち込みはお断りします。
食べ物の持ち込み	・健康上の理由により相談員にお尋ねください。

9 緊急時の対応方法

ご利用者に容態の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、利用者の家族又は身元引受人に速やかに連絡いたします。

10 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、利用者の家族又は身元引受人、県および保険者に連絡するとともに、必要な措置を講じます。また、サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに賠償いたします。

11 虐待の防止のための措置に関する事項

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

一 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する

二 虐待の防止のための指針を整備。

三 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

四 措置を適切に実施するための担当者を置く。

委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

12 非常災害対策

(1) 防災時の対応 消防計画により対応します。

- (2) 防災設備 必要な設備を備えております。
- (3) 防災訓練 年2回消防防災訓練を実施します。
- (4) 防火管理者 理事長 野口 一

1 3 第三者評価の実施状況 実施しておりません

1 4 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合

- ・緊急やむを得ない場合の定義（発生時の対応の基本方針）
「切迫性」「非代替性」「一時性」の三つの要件を満たし、かつ、それらの要件の確認等の手続きが極めて慎重に実施されているケース
- ① 切迫性・・・利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- ② 非代替性・・・身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
- ③ 一時制・・・身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること
 - * 緊急やむを得ない場合に該当するかは委員会にて協議の上、責任者である施設長（管理者）の判断を持って決定することとする。また、委員会の開催が難しい場合においては施設長（管理者）及び各専門職での検討の上、決定することとし個人（一人）での決定は行わないこととする。
 - ・その対応及び時間、利用者の状況並びに緊急やむを得なかった理由を記録する。
 - ・文章により家族等にわかりやすく説明し、原則として拘束開始時かそれ以前に同意を得る。直接、同意を得ることが難しい場合には電話等にて同意を得、その旨について記録に残すこと。また、連絡が取れない場合にも連絡を試みた旨について記録に残すこと。
 - ・記録の作成時は下記の項目に注意すること
- ① 拘束の三要件の1つのみに○がついていないか。
- ② 拘束期間の「解除予定日」が空欄になっていないか。
- ③ 説明書（基準にさだめられた身体拘束の記録）作成日が拘束開始日より遅くなっていないか
 - ・拘束を行った場合には利用者の日々の身心の状態等の観察、拘束の必要性や方法に関わる再検討を行うごとに逐次その記録を加えるとともに、従業者間、家族等関係者の間で直近の情報を共有すること。

1 5 サービス内容に関する相談・苦情

- ① 当施設利用者様の相談・苦情窓口
施設長 渡邊 勝 副施設長 茂木 裕介
電話 0 4 - 2 9 3 5 - 0 1 2 3
- ② 法人の相談・苦情申し出窓口
入間福祉会事務長（当法人理事） 森下 裕之
おおぎ施設長（当法人理事） 石川 圭輔
電話 0 4 - 2 9 0 1 - 7 0 2 0
- ③ 第三者委員
当法人評議員 吉原 祐司 電話 0 4 - 2 9 6 6 - 2 4 6 1
当法人評議員 的場 利夫 電話 0 4 - 2 9 3 6 - 0 7 2 4
- ④ その他 当施設以外に、次の相談・苦情窓口等でも受け付けています。
入間市役所健康推進部介護保険課 電話 0 4 - 2 9 6 4 - 1 1 1 1

埼玉県運営適正化委員会	電話	048-822-1243
埼玉県西部福祉事務所	電話	049-283-6780
埼玉県国民健康保険連合会	電話	048-824-2568

※別紙②『苦情申し出窓口』の設置及び第三者委員について参照

16 当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人人間福祉会
代表者役職・氏名	理事長 野口 一
本部所在地・電話番号	埼玉県入間市東町4-1-77 電話 04-2901-7020

定款の目的に定めた事業

- 【1】 第一種社会福祉事業
 - (イ) 特別養護老人ホームの運営
- 【2】 第二種社会福祉事業
 - (イ) 保育所の経営
 - (ロ) 地域子育て支援拠点事業の経営
 - (ハ) 一時預かり事業の経営
 - (ニ) 老人デイサービスセンターの経営
 - (ホ) 老人介護支援センターの経営
 - (ヘ) 老人居宅介護等事業の経営
 - (ト) 障害者福祉サービス事業の経営
 - (チ) 移動支援事業の経営
 - (リ) 老人短期入所事業の経営
 - (ヌ) 認知症対応型共同生活援助事業の経営
 - (ル) 生活困窮者に対する相談支援事業
 - (ヲ) 特定相談支援事業の経営
 - (ワ) 障害児相談支援事業の経営
 - (カ) 幼保連携型認定こども園の経営
- 【3】 交易を目的とする事業
 - (イ) 居宅介護支援事業
 - (ロ) 地域包括支援センター

施設・拠点等	幼保連携型認定こども園	2ヶ所
	保育所	2ヶ所
	特別養護老人ホーム	2ヶ所
	短期入所生活介護	2ヶ所
	通所介護	3ヶ所
	訪問介護	1ヶ所
	(うち障害者福祉サービス事業所1ヶ所)	
	在宅介護支援センター	2ヶ所
	居宅介護支援事業所	2ヶ所
	地区地域包括支援センター	2ヶ所
	介護予防支援事業所	2ヶ所

子育て支援センター	2ヶ所
一時保育事業所	1ヶ所

17 その他

令和 年 月 日

介護老人福祉施設入所にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

事業者所在地 埼玉県入間市東町 4-1-77

事業者名 社会福祉法人入間福祉会

代表者 理事長 野口 一 (印)

事業所所在地 埼玉県入間市大字中神 853-1

事業所名 特別養護老人ホーム扇揚苑

説明者 所属 特別養護老人ホーム扇揚苑

氏名 (印)

私は、契約書及び本書面により、事業者から介護老人福祉施設についての重要な事項の説明を受けました。

利用者 住所
氏名 (印)

(代理人) 住所
氏名 (印)